

第 40 回人権・同和問題啓発講演会  
(平成 25 年 2 月 22 日午後 2 時 30 分～4 時)

外国人差別問題の現状と課題  
—日本社会の同じ構成員である人びとの人権を考える—

公益財団法人 世界人権問題研究センター理事 (研究第 3 部長)  
京都造形芸術大学 客員教授

仲尾 宏 氏

## はじめに

本日のテーマに、「日本社会の同じ構成員である人びとの人権を考える」というサブタイトルを付けた。最近ではかなり減っているが、外国人は、日本社会の一部を構成しているとは見られない。外国人は、日本人とは別だ、あるいは日本人の問題と外国人の問題は別のものだ、という意識が強かった。現在、日本に3ヵ月以上滞在している外国人は、200万人を超えているが、学生や一般の方に、今、どれぐらいの外国人が日本に在留していると思うか、と聞いても、なかなか当たらない。もっと少ないと思っている方が多い。皆さん方はそれぞれの職場で人権問題にかかわっているのです。そういうことはないと思うが、200万人というのは日本の総人口の約1.5%であり、相当な数にのぼる。そのように、在留外国人が増えると、受け入れ側の問題として、いろいろ大変だという意識がまず働く。本当は来てほしくない、日本人だけでやっていったらうまくいくのではないか。そういう意識はいまだに見られる。

では、観光客や一時滞在の人は別にして、今、日本人がどれぐらい海外で仕事をし、勉強をし、様々な社会活動をしているのか。ある新聞の統計によると167万人である。外国人が200万人来て、日本人が167万人出て行っているわけであるから、相身互い身である。これは、いわゆるG20の国ではごく普通の現象になっているのではないか。そういう意味で、世界との一体感がある中で、外国人の人権問題がなぜ論じられるようにならないか。それは、人間のいろいろな意識が作用しており、それぞれの国の政府の施策によっても変わってきている。

## 「世界人権宣言」と「国際人権規約」

国連で「世界人権宣言」が採択されたのは、1948年12月である。皆さんご存じのように、第二次世界大戦の原因の一つは、「人権の無視」であった。その深い反省のもとに、二度とそういうことを起こしてはならないというところから、世界人権宣言が出された。現在も12月になると、人権月間ということで、日本中、津々浦々でいろいろな行事が行われているのは、このことを記念しているからである。

しかしながら、世界人権宣言は「宣言」であり、「プロトコール」であって、実際には何の拘束力もない。それを具体化し、拘束力を持たせるために国際人権規約を作り、1966年に国連の第21回総会において採択された。日本は批准が大変遅れたが、少なくとも人権の国際的なスタンダードを受け入れるということになり、日本の政府も1979年に批准し、国際基準に立った。続いて、1982年には難民条約を発効させた。当時、ベトナム戦争が終わったあと、たくさんの難民がベトナムをはじめインドシナから海外に散った。日本社会も難民を受け入れなければならないということから、難民条約を批准したわけである。国際

人権規約と難民条約の批准、この二つが契機となって、様々な国における人権の取組みレベルと比べて、日本社会はどうかという問題意識が必要とされてきた。

国際人権規約は二つの規約に分かれている。一つは、A規約と呼ばれる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、もう一つは、B規約と呼ばれる「市民的及び政治的権利に関する国際規約」である。中身をよく見ると、A・B規約に同趣旨の条文がある。それはB規約の第2部の第2条第1項として、次のような文言がある。

「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められたる権利を尊重し及び確保することを約束する。」

そのあと具体的な権利条項が出てくるわけだが、この条文を見る限り、国際人権規約は、いわば民族を超えた超民族的な権利であることが言える。「あの民族は発展が遅れているから後回しでもいい」とか、「人権の問題は、今すぐ問題にはいけない」ということはできないことが一つ。

もう一つは、国際人権規約は、超国家的な権利であるということである。超国家的な権利であるので、この規約を批准すると、それぞれの国の国内法は、この規約に違反している法律や命令、条例があるとすると、それを改正しなければならない。こういったものを一般に国際法というが、国際法を国内に適用するときには、国際法が優先するということが現在の国際社会の通念になっている。

## 日本国憲法

日本国憲法第98条第2項でも、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と述べられている。つまり、国際法が一番上にあって、その次に、それぞれの国の憲法があって、その下に法令がある。憲法によってそれぞれの国の法令が定められるわけだが、その法令が国際人権規約に違反していれば、その法令を改める義務を各国政府は負うことになっている。そういう意味で、国際人権規約というのは非常に重要である。

日本国憲法はいろいろな過程を経て、1947年5月3日に施行された。第1条から第9条までは天皇と戦争放棄の条項、第10条からが「国民の権利及び義務」という章である。そして、第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と謳われている。国民というのは、日本人であり、日本の戸籍を有する、あるいは日本人のお父さんお母さんから生まれた人である、とすると、この憲法は外国人の人権

に配慮していないことになる。現に第 10 条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と書いている。この法律とは、国籍法である。国籍法によって、どういう人が日本国民であるかということを決めている。

日本人とは、どういう人であるか。これも研修会などに行って聞いてみると、なかなか当たらない。あなたはなぜ日本人ですかと聞いてみる。すると、「日本で生まれたから」、あるいは、「お父さんもお母さんも日本人だから」と返ってくる。今、私は二つの回答例を出した。「日本で生まれたから。」これを出生地主義というが、これは日本国民の要件として間違っている。それから、「お父さんもお母さんも日本人だから。」これは、現在はそうであるが、元は、お父さんが日本人であればその子は日本人となっていた。これを父系血統主義という。しかし、それでは女性の権利が認められないということから、1984 年に国籍法が改正され、現在は、父または母が日本人であると、その子は日本人とされる。これを父母両系主義という。日本国民の要件は、いずれにしても、日本国籍を持っていることということになる。

第 12 条以下の条文には、基本的人権の条項が具体的に述べられているが、「国民」という表現のほかに「何人」という表現が何カ所もある。これは、奴隷的拘束を受けないという第 18 条等のほか、「何人」という文言はないが、表現の自由、集会の結社の自由を含めて「すべての人」を対象とした条文もある。このような使い分けがあって非常にややこしいが、これは憲法の制定過程とも関係する。今日は憲法論を詳しく述べている時間はないが、簡単に申しあげると、元々の日本国憲法の成文は英文だった。それに日本語公定訳を付けたものが現在の日本国憲法であるが、その英文では、「人は」というところは、ほとんどが all natural persons、あるいは people となっている。これを「国民」と訳すのはおかしい。

「国民」という日本語の訳を付けたのは誰かという、日本国の、当時この憲法を審議した国会である。衆議院と貴族院で討論した。そもそも GHQ の持ってきた草案を、当時の幣原喜重郎内閣が修正し、更に議会にかけ、衆議院、貴族院の審議を経て 1946 年 11 月に公布され、1947 年 5 月 3 日に施行された。その間に文言が変わり、訳語が変わっている。そのプロセスの中で、all natural persons や people、直訳すると自然人や人民だが、それが削られて、「国民」という言葉が入った。そのために、人権というと、国民の人権、国民の権利、義務というように、狭く解釈される余地が出てきてしまった。そこに、この「国民」という用語の一つの問題がある。

「国民」という枠だけで絞ってしまうと、日本に来て長らく住みつき、2 世、3 世、4 世と世代を重ねている人の人権は排除されていいのか。居住や移動、集会、結社の自由がないのはおかしいではないか。そんなことから、現在では、国民とは、特定の条項を除い

て、広く日本社会を構成している人と解釈すべきだということが、憲法学者の間で通説になっている。それが憲法上の問題である。第98条第2項は、先ほど申しあげたように、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」義務を負っていると明確に述べている。国際人権規約において、あらゆる人々、すべての個人に対しての人権を保障しているわけであるから、日本国憲法の下においても、それは保障せねばならない。

### **戦前・戦中の海外移民奨励と植民地**

現代日本の在留外国人は、先ほども申しあげたように、200万人を超えている。資料4ページ目の表で見ると、約207万8,000人である。そのうち、韓国・朝鮮の方の約3分の2の約30数万人と中国の数千人は、戦前から、大日本帝国憲法の下で、大日本帝国の臣民とされてきた人々とその子孫である。これは、あとで申しあげるが、特別永住者という在留資格を持っている人々である。そういう人々を引くと、約160万人が、戦後の日本国憲法の下に、外国からやってきて、日本で生活し、勉強している方々である。その内訳等については後ほど触れるが、戦前・戦中の日本政府のとってきた移民政策も反映している。

今、日系人と呼ばれる方々が、南米から日本に来ている。あの方々は、戦前、あるいは戦後の早い時期、1950年代の初めぐらいいままでに、日本から移民した人々の2世、3世である。戦前、日本の人口は1億人を切っていたが、人々が生活していくには苦しい地域や家族がたくさんあった。娘の身売りさえ公然と語られていた時代である。そういう中で、日本政府は移民を奨励した。早くは明治元（1868）年から始まっている。明治元年にハワイへ行った人を「元年者」と現地で呼んでいるようだが、そこから始まって、アメリカ合衆国やカナダ、中南米諸国へ移民として行った人が相当数に上っている。それは戦後も続き、1950年代半ばまで積極的に日本は移民を奨励した。

あるいは、戦争中の一時期は、満蒙開拓団を作った。旧満州と内モンゴルには中国人やモンゴル人が住んでいたが、その人たちの土地を取り上げ、日本人の青年ならびに家族を送り出し、そこを開拓して生活していけと、そういう募集をやった。こういう人が17万人ぐらいいた。要するに、日本国内では生活できないが、南米や旧満州へ行けば何とか飯が食えるようにしてやるという政策をとった。これは一種の棄民（民衆を捨てる）政策である。本来、国家は、自分の支配している管轄の中で民衆が生活できるようにしていくのが任務だが、そうではなくて、民衆を追い出してしまおうということをやっていた。

逆に、戦争が激しくなるとどうなるか。多くの若者たちが戦場へ行った。亡くなった人だけでも300万人。亡くなってはいないが、軍人あるいは軍需要員として動員された人も1,000万人ぐらいいたらろう。そうすると、国内の労働力は不足してくる。どの工場も人

が足りないから、それまで家庭にいた女性が、勤労働員というかたちで引っ張り出されることもあった。私の父親もおおよそ 40 歳のとき、名古屋の飛行機会社に引っ張って行かれた。今まで飛行機の部品を作ることとは全く関係のない人だったが、それでも動員された。そこへ行くと、町の八百屋のおじさんや魚屋のお兄さんや染屋のおじさんが、皆、徴用されている。それでも人が足りない。そこで、植民地であった台湾や朝鮮に国家総動員法を適用した。あるいは、国民徴用令も適用した。はるか遠い台湾や朝鮮半島、主として朝鮮半島が多いが、約 70 万の人々を日本本土に引っ張ってきた。これが、いわゆる「強制連行」である。有無を言わせず、軍需工場や鉱山、道路や鉄道、建設現場などで働くことになったわけである。

1945 年 8 月 15 日時点で、朝鮮半島からやって来た人の総数は約 200 万人。そのうち、今、申しあげた 70 万人が、国家総動員法と国民徴用令の適用を受けて日本に来た人である。残りの 130 万人は、それ以前に来ていた人である。生活できなくなって日本に渡ってきた人が大部分であるから、動員ではない。「強制連行」があったかなかったか、いろいろな意見が喧しいが、法律の適用からいうと、1941 年の国家総動員法ならびにその後の国民徴用令の下で日本に来ざるを得なくなった人は、強制動員と見るのが正当だろう。朝鮮半島から引っ張ってこられた人すべてが強制連行者であったという言い方は正確ではないし、強制連行はなかったというのも正確ではない。いずれにしても、それは軍事優先の強制労働であった。

戦前から戦中にかけて、日本の国家は、人々の働き場所、生活していく場所を、日本人に対しても、植民地支配下に置いた朝鮮や台湾の人々に対しても、きちんとした政策をとっていなかった。そのため、人権無視が平気で行われていたと考えていいのではないか。それが、今日の在日コリアンの問題につながっているのである。

### **現行法上の特別永住者**

旧植民地出身者は、現行法では特別永住者といわれている。1952 年 4 月 28 日にサンフランシスコ講和条約が発効したが、1945 年からこのときまでは、外国人登録令という勅令が出ており、旧植民地出身者は外国人として登録されていた。しかしながら、日本国憲法の下では日本国籍を有していると、当時の法務府（現法務省）は解釈していた。ところが、1952 年 4 月 28 日の時点で、法務府の民事局長通達によって、旧植民地出身者は日本国籍を持たないということとなった。本人の意思を問うことなく、国籍が剥奪されたことになる。「今日からは、韓国・朝鮮籍、あるいは中国籍」というふうになった。それで事態がよくなればいいが、よくならなかった。日本国籍者でないと国民健康保険に入れない市町村がたくさんあった。国民年金も入れなかった。当時、児童手当三法があったが、それから

も排除されている。運用上、公団住宅や公営住宅にも入居できない。日本国内に残った人々、約 60 万人とその子孫が、第二の棄民政策の対象になったと言ってもいいのではないか。これが当時の在日、すなわち現在の特別永住者である。

## 限定的な査証

戦後、海外から入国する人も少しずつ増えて、そういう人たちについてはごく限定的に査証（ビザ）が与えられた。簡単に言うと、商社マン、英会話学校の先生、後に大学の教員になる人は、契約年限はあったがビザを与えられた。戦後、海外からの入国者、あるいは入国して日本に定住する人については、ごく限定的であったとすることができる。そういう人たちは、特別永住者と別に、ビザの資格が限定されていた。

資料 5 ページの表は、2007 年から 2011 年までの日本における外国人登録者の推移である。

「特別永住者」は、朝鮮、台湾から来た人と、その子孫の数字である。これは年々減少している。減少の一番大きな原因は、今、およそ 85 歳以上が 1 世にあたるが、この 1 世の方が亡くなられたことが一つ。それから、日本国籍を取得する 2 世、3 世、4 世が増えたことにより、構成比はどんどん減っている。

「一般永住者」は、日本に 5 年以上在留していて、定職があり、一定の経済的、財政的基盤がある人だが、そういう人々が 43 万人から 59 万人に増えている。欧米系の人もいるが、いわゆる日系の南米人の方々に、2007 年以前から来ている人は永住権を取った人もいて、特別永住者とは逆に増えている。

「非永住者」は、限定的に日本にやってくる日本で暮らしている人々だが、この数も非常に増えている。1990 年ぐらいまでは、「非永住者」の数は非常に少なかったが、国際化の進展によってどんどん増えて、現在は 100 万人を超えている。2007 年と比べると減少しているが、減少の原因はいくつかある。

例えば、「日本人の配偶者等」と「定住者」が減っている。「日本人の配偶者等」は、国際結婚して日本人の連れ合いになった人もいるが、南米から来る人で、当初「日本人の配偶者等」のビザを取って来る人が多い。日系人は、おじいさん、おばあさんの世代に日本から南米へ行った人たちの孫に当たるから、配偶者等の「等」であると、日本の入国管理局（以下「入管局」という。）が解釈している。とりあえず「日本人の配偶者等」として入国し、3 年経つと「定住者」の資格を申請することができる。それで定住者になり、そこから日本で 2 年暮らし、入国から 5 年後に、永住許可の申請をして認められると、「一般永住者」になる。「一般永住者」は増えているものの、日本人の配偶者「等」、つまり、南米から来て 2 年未満の人、あるいは 3 年から 5 年の人たちが、最近減っている。

ほかにも、「非永住者」が減っている原因として、リーマン・ショックによって多くの工場や会社で、いわゆるリストラ、首切りが行われたことが挙げられる。一番弱いのはこの人たちである。「非永住者」の南米日系人は、正社員はほとんどおらず、大抵が契約社員である。リーマン・ショックの時、日本政府は、帰国旅費として1人30万円支給するという政策をとった。それで帰った人も多かった。ただし、この30万円を受給したら、5年以内は再来日できない。そうすると、ほとんど次は来られない。体よく追放したかたちになっているのが、この数字の減少の結果である。

## 外国人の就労

外国人については、外国人登録法や出入国管理法（以下「入管法」という。）で在留管理を徹底してきた。「永住者」や「定住者」を除くと、ビザの期限は1年ごとである。留学生もそうである。大学へ留学すると4年のビザをもらえるかという、もらえない。1年ごとに更新という、非常に厳しい政策をとっていた。しかし、1989年に入管法が改正されて、南米の日系人に一般の製造業などで働くことを認めたために、大きく様変わりした。「定住者」の限定的な入国と非熟練労働の就労を認めたのである。

それまでは、資料5ページの表にあるような特別の仕事でないと、入国・就労を認めていなかった。特別の技術や技能がある人、永住者の配偶者、企業内の転勤で来た人、投資・経営者、教育関係者については認めてきた。在留資格と、それにもとづく在留管理は非常に厳格に行われていたが、1990年以降、南米系の人々の入国・就労を認めると、南米系の人でもビザを持たないまま3カ月以上日本に滞在している人が増えてきた。これが、在留資格なき外国籍の人である。法務省用語では「不法滞在者」と呼んでいる。その人たちは、刑事罰を受けた人、あるいは民事裁判で負けた人ではない。入管法上、外国人登録法上の適法措置を欠いているという意味での不法滞在者である。

製造業以外にもいろいろなところで外国人が働くことになったのは、1993年に技能実習制度を作り、「あなた方は労働者ではなく、実習生である。技術研修を受ける2年または3年の範囲内だけ日本にいてよろしい」としたことによる。それで、多くの企業が飛びついた。労働者ではないから、労働基準法の対象ではない。非常に安い賃金で雇い、2年、3年の期限を越えて働かせることになった。

近年では、製造業だけでなく、ご存知のとおり、看護師さんが足りない、介護士が足りない。インドネシアやその他の国と2国間協定を結んで、日本に来て、日本語を一生懸命勉強して、看護や介護の実務も覚えて国家試験をパスすれば、日本で看護師、介護士として働くことができる制度を作った。しかしながら、実際に日本語を、専門用語を含めて駆使するまでには、1年や2年の習得期間では足りない。医学用語はなぜあんなに難しい



のかと思うが、例えば、「床ずれ」のことを「褥瘡<sup>じよくそう</sup>」というように。そういうことまで漢字として意味がわかって1年以内に使いこなすのは、非漢字圏の人には無理である。

人が足りないから、その労働に就いてもらうために受け入れるという考え一つとっても、人間として外国籍の人を迎えるということとは、程遠い感覚がいまだにある。日本に来た外国人は、南米の方でも、看護師や介護士になろうとする人でも、言うにいわれぬ苦労がある。

### 地域での統合政策の欠如

外国人には、南米からであろうと、アジアからであろうと、労働者として来てもらいたい。来てもらわないと困る。そもそも、来てもらうことのプレッシャーを政府にかけたのは経済界である。経済団体が、特別なかたちであっても就労してもらわないと仕事が回らないということから、日系人を呼ぼうということになったのだが、それは就労の現場で必要だからであって、その人たちが日本の地域社会でどのような暮らしをするのかという、基本的な対策は何も考えられていなかった。

会社の寮に入り、迎いのマイクロバスに乗って、職場に行き、働く。二交代、三交代の職場。また寮に帰る。日本に来て2年にも3年にもなっても、日本語を覚える機会は全くない。私は今、主な仕事は京都や大阪でやっているが、滋賀県に住んでいる。滋賀県の東海道線に乗ると、特に土曜、日曜は、ポルトガル語やスペイン語が聞こえてくる。家族で出掛けているわけである。日本語を習得しないまま、2年、3年、4年経ち、長い人は10年、15年になる。そうすると、今度は、本人が言葉を覚えられないだけではなくて、子どもの教育の問題になる。これは非常に深刻である。

子どもたちを日本の学校へ行かせるが、子どもたちは日本語を知らない。連れてきたお母さんが帰ってしまうと、先生の横へ行ってただ泣いているだけである。先生が、「ブラジルから来たマリアちゃんですよ。みんな仲よくしてあげましょう」と言う。日本の子どもたちは、「はい」と言って仲よくするが、1週間しか持たないというのである。日本の子どもたちは、最初、身振り手振りで遊んであげるが、1週間ぐらい経つと日本の子どもたちは飽きてきて、放ったらかしになってしまう。これを、「子どもたちのハネムーン」だという人もいる。1週間はとても大切に使うが、あとは放ったらかしということが教育現場で起こる。

日本人の子どもとの付き合いや遊びはまだいいが、問題は教育である。まず、ひらがな、カタカナを覚えなければいけない。非漢字圏で、ましてや日本語を見たことも聞いたこともない人が、いきなり文字を覚えるのはとても大変なことのようなのである。これは、新しく韓国から来た人も言っている。ひらがなの元の語源は漢字から由来したものであるが、日

本語の語彙として使いこなすこと自体が、韓国人にとっても大変だという。それを覚えなければいけない。やっと覚えると、次は漢字。これもまた厄介である。漢字は表意文字であるから、一つ一つが意味を持っている。その意味がわかれば簡単であるが、そこまでいかない。語彙として、どういう意味を持っているのか、なかなかわからない。

生活言語として友達と喧嘩したり、遊んだりするぐらいの日本語を覚えたとしても、学習言語がなかなか覚えきれないから、教科書についていけない。数学で言うと、九九がある。九九の「 $2 \cdot 3$ が6」、「 $2 \cdot 4$ が8」というのは、日本語をうまく駆使した覚え方で、日本の子どもは何の苦労もなく覚えるが、日本語の数字の読み方の多様性の中から、ああいう読み方を拾い出して頭に入れるというのは、これまた大変なことである。そんなことで学習言語の習得が遅れる。義務教育だから、小学校6年、中学校3年と進学するが、学力が全くついていない。中学3年を卒業しても高校へ行けない。今、外国人の子どもの高校進学率は、滋賀県の場合で1割5分。残りの8割5分は中卒のままである。その人たちが、将来どういう職場に就き、仕事を開拓し、どういう人生を歩んでいくのか。非常に見通しは暗い。

そういうことについての学校現場、地域社会での配慮が非常に少ない。最近は少し改善して、ポルトガル語やスペイン語の先生を巡回させているが、よほど外国人の子どもが多いところでないとは、加配教員の割当がない。だから、子どもは勉強ができないまま大人になる。途中で諦めて、不就学が多い。もしくは、一旦学校に行っても、半年か1年で辞めてしまうことが多い。それで、各地にブラジル学校がいっぱいできた。これは、学校といっても、倉庫や納屋、アパートの一室を借りてブラジル学校と称しているところが大部分である。施設もなければ、先生はブラジルからやってきたお母さんが、仕事を辞めて、アルバイト、ボランティアでやっているところが多いから、学力問題はまだまだ大変である。子ども連れで来る人もいれば、日本に来てから子どもが生まれるケースもあるが、そういう点の配慮が弱かった、ということである。

そうは言っても、頑張り抜いて成功した人もいる。ある一人の女性の例であるが、お父さんは日系人、お母さんはブラジル人。6歳で来て、日本の学校に行った。その後、弟が生まれた。弟はポルトガル語を知らないから、お母さんと会話ができない。お姉さんの通訳で初めて、弟とお母さんの会話ができる。こういう家庭にならざるを得ないという、そんな現状もある。日本語教育をやると同時に、母語であるポルトガル語やスペイン語を学ぶ機会も保証しなければいけない。教会などが、土曜、日曜にボランティアで、そういう子どもたちを集めてポルトガル学校をやっている地域もあり、何とか苦勞しながら受けている。

医療も大変である。子どもにしろ、大人にしろ、病気になる。怪我をする。医療機関で、

ドイツ語や英語はわかっても、ポルトガル語やスペイン語がわかる医師はほとんどいない。これについても、日本人しか患者は来ないだろうという想定で成り立っているとしか思えない。各自治体や医療機関で、医療通訳のマニュアル作りも、ここ最近は行われるようになってきたが、軋轢は多い。そうしたまま、5年、10年が経っている。

ある女性は、日本の小中高を、先生の思いやりもあり、うまく卒業できた。「自分は言葉で苦労したし、これからもどンドンブラジルから人がやって来る。子どもがやってくる。何とか役に立ちたい」ということから、短期大学へ行って教員資格を取り、今では愛知県の日本語指導員になっている。このように成功した人もいるが、その人の書いたもの、あるいは話を聞くと、本当によく耐えてきたと思うほど、学校の中で、あるいは友達関係の中で、自分の勉強を続けていくのに、人並みの苦労ではない苦労をしてきている。

戦前、日本にやってきていた朝鮮人の子どもも全く同じである。日本にやってきた朝鮮人のお父さんお母さんは、日本語がわからない。朝から晩まで過酷な現場で働いて、子どもは放ったらかし。子どもも日本語を読めない。日本の学校に行っても、「朝鮮人、帰れ」と言っていじめられ、不就学のまま育った2世の人もある。ろくに日本の社会のことを学んでいない人が、今、60代、70代になろうとしている。そんな現状もある。

戦前、戦後にとられてきた日本の外国人政策は、当事者にとっては不十分極まるものである。これは、我々が外国に行き暮らしても同じことである。私は外国には長いときでせいぜいひと月ぐらいしか行っていないので何も言う資格はないが、外国で暮らすと、家族の生活、子どもの教育はとても大変である。皆さんのなかにも経験のある方はたくさんいると思うが、そのことを思い出していただければいいと思う。

## 日本の取組みと韓国の事例

法務省は何もしない。警察は警察で、不法外国人はいないか、不法滞在者はいないか、そういうPRばかりやっているが、要するに、治安対策であり、生活対策ではない。地方自治体、特に東海地方の静岡県、愛知県、三重県、関東地方では群馬県、千葉県、埼玉県、近畿地方では滋賀県。その辺りの自治体は非常に困り、2001年に外国人集住都市会議を結成した。そして、国に対していろいろな施策や財政的な支援を要望し始めた。南米の方たちが就労のために来日するようになってから10年経ち、たまりかねて自治体がそういう運動を起こした。今も毎年「都市会議」をやって政府に申し入れをするようになり、政府も重い腰を上げて、2005年に総務省が多文化共生の推進に関する研究会を立ち上げ、2006年に報告書を出している。2009年には内閣府に「定住外国人支援推進室」が設置され、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を作った。

しかし、「日系定住外国人」といつているように、日系人だけに着目している。最近では

日系人でない人々も来て、その人たちが家族を持つようになってはいるが、そういうところまで目が向いていない。系統的な移民の受入れ、あるいは外国人統合政策がないまま今日に至っている。外国人に対する人権問題の感覚が非常に薄かったのではないかと思う。

外国でもそういうことはよくある。私は、韓国、朝鮮のことを研究していることもあり、何度も韓国に行って、人権問題についてもいろいろ話を聞くが、韓国では、金大中、盧武鉉政権の10年間で大きく制度が変わった。国家レベルの人権基本法ができて、国家人権委員会ができた。公職選挙法を改正して外国人の参政権を認め、在韓外国人処遇基本法を制定し、各自治体は、その自治体に外国人が来て生活していたら、その人たちを韓国社会に統合するように積極的な措置を行えという命令と財政措置を行った。各自治体に、外国人窓口となる「外国人統合室」を作り、そこに専従の職員を配置している。韓国では、日本と同じように労働力不足が顕在化し、2000年になってから、ベトナム、フィリピンから人をたくさん受け入れている。女性が多かったのは、農村花嫁対策的な意味合いもある。当初は日本と同じようなトラブルが起きがちだったが、国家レベルでそういうことをやったため、日本よりは前進しているように見受けられる。韓国で人権問題の活動をしている人は、まだまだ掛け声だけでダメだと言っているが、そんなことが現在行われている。

### **当事者からみた外国人政策**

特別永住者にはかつて、指紋押捺、登録証の常時携帯義務があった。朝鮮人、韓国人は雇わないという就職差別は今もないわけではないが、非常にきつかった。今も通称名、日本名を社会的に強要する慣習が非常に強い。結婚差別、居住差別、教育差別もあった。

次に、南米の日系人などは約25万人であるが、先ほど説明したように非正規労働者が非常に多い。子どもの教育や医療で特に問題がある。

中国、韓国人、フィリピン、その他のアジアの出身者も、特別永住者や南米の日系人と同じ問題があり、非正規労働者が多い。また、国際情勢の変動による偏見は、例えば、韓国と外交的なトラブルが起こる、中国と昨今のような事件が起こると、途端に、中国人、韓国人、朝鮮人に対する露骨な差別用語が飛び交うことが顕著になる。居住差別も後を絶たず、「中国人だから入れてやらない」という大家さん、あるいは不動産屋さんも多い。

また、中国からの帰国者問題がある。日本人であるが、残留孤児として戦後数十年中国で暮らしているから、日本語や日本文化を完全に忘れていて、家族ともども国籍は日本で、自分は日本人だ、日本に帰って来たという喜びはあるが、日本人として行動できない。だから、仕事がない。地域社会とも付き合えない。文化的には全く外国人である。そういう人々に対する手立てが遅れている。そういう人たちも含めて、今、外国から来た人々が何となく住みにくい。しかし、生活の維持のため、大枚をはたいて旅費を工面して来ている

から帰るわけにはいかないということがある。うまく受け入れられているところもあるが、かなりの人が、住みにくさ、お金のために辛抱しなければ仕方がないという問題を抱えていることは間違いない。

非正規滞在者、いわゆる不法滞在者は、いつ発見されるかという不安がある。子どもが生まれて大きくなった。子どもを日本の学校に行かせたいが、子どもを学校に行かせるためには外国人登録をしなければいけない。非正規滞在者は、厳密に言うと、外国人登録済証明書カード（外登証）をもらいたい。だが、今までは地方自治体によっては受け入れていた。外登証を作ってもらって学校へ持っていくと、「ペルーから来た〇〇さんの子どもの〇〇ちゃん」ということがわかるから、学校は受け入れる。ところが、それによって、不法滞在者ということがわかってしまうのではないかという不安に、いつも晒されている。現に京都でも、ある子どもが短大に合格し、入学金を持って手続に行ったが、お父さん・お母さんの外登証がない。つまり、非正規滞在者の子どもだったということが分かった。その短大は「外国語大学」であるにもかかわらず、あなたは入学資格がない、といって合格を取り消した。

## **改正入管法（外登法の統合）による変動**

昨年の7月9日に改正入管法が施行され、外国人登録法が入管法に統合されて廃止された。これは非常に大きな政策の変化である。その結果、特別永住者にどのような問題が生じたか。それ以外の中期長期在留者にどのような問題が生じたか、生じるのか。非正規滞在者はどうなるかを見ていきたい。

### **①特別永住者**

1991年に入管特例法ができて特別永住者在留資格が創設されたが、これは改正入管法でも変わらない。しかし、外国人登録法が廃止されたので、今まで常時携帯義務があった外国人登録証明書を持ち歩く必要はなくなった。これは前進である。また、再入国条件が2年以内に緩和され、在日韓国人で、ロサンゼルスに行って1年間勉強して帰ってくる場合、予め再入国の許可を取る必要はなくなった。

外国人は、外国人登録をしなくてよい代わりに、外国人住民登録制度ができて、住民票の写しが発行されるようになり、日本人並みになった。住民票の写しには通称名が記載されている。

しかし、特別永住者証明書は所持する必要がある。つまり、外国人登録証の常時携帯義務はなくなったが、警察官や官憲から特別永住者である証拠を出せと言われたら、特別永住者証明書を提示する義務がある。特別永住者証明書には、旧外国人登録証明書とは異なる

り通称名の記載欄がないため、今まで、キムさんが安田さんという通称名を使用していた場合、安田さんとキムさんが同一人物であるという証明ができなくなったという不便が生じている。また、前住所も空欄のままである。前住所を確認するには、住民票の除票が必要である。

さらに韓国籍者の場合、韓国国内法による登録基準地の確認が必要である。韓国は、先ほど説明した一連の改革で戸籍法を廃止した。男女が結婚すると、ソウルの人が釜山に行き結婚届を出す。これを「基準登録」と言い、二人の名前、子どもができたなら子どもの名前しか記載されない。お父さん、お母さんも、兄弟等の親族との続柄も一切出てこない。在日の人でも、韓国にいるお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんの確認ができない。お兄さん、お姉さんの場合も同じで、この人と兄弟であるという証明は、家族証明書を別に取らなければいけない。戸籍がなくなったのは悪いことではないが、婚姻や遺産相続時に、そういう複雑さが出てくるということである。

今までは通称名でも印鑑証明を取れたが、通称名の確認ができないと、本名でしか印鑑証明が取れない。不動産は通称名で登記していた場合には、本人確認ができず、取引先に疑われるという問題が生じる。

また、外国人登録原票の写しを取っておけば、家族関係や通称名がわかるが、それがないと非常に不便になった。今までは地方自治体へ行けば外国人登録済証は簡単に発行してくれたが、今は法務省入管局に行かなければいけない。入管局は非常に少ない。本局は東京であるし、地方支局を全部合わせても70数カ所しかない。農山村に住んでいる在日の方は、非常に大変である。今、発行申請が殺到していて、一ヵ月も二ヵ月も待たないともうえない。その間に、結婚の事実はどんどん経過するし、あるいは、不動産の売買は非常に不便だということが出ている。

住所の移転は日本人と同じように、転出・転入届を提出する。2週間以内に届けなければ日本人も過料（行政罰）が課せられるが、外国人の場合には、刑罰である罰金が課されることになる。

## ②中・長期在留者

3カ月以上日本に滞在している人については、中・長期在留者というカテゴリーを作った。そういう人には、新たに在留カードを発行する。在留カードは新しくできたものだが、旧外国人登録証をほぼ引き継いでいる。資料3ページの例では、カナダから来た留学生であるが、留学生だから就労は不可。「就労するには資格外活動許可が必要」と入っている。アルバイトをするときには、事前に就労許可を入管局に願い出て取っておかないとできない。在留期間は、先ほど留学生の場合は1年と言ったが、2年ごとになったので、4年制

の大学なら2回で済む。部分的な改良はあるが、他方では在留カードを常時携帯しなければいけない。これを忘れると、常時携帯義務違反で罰則が適用されることになる。

問題は名前である。氏名は全部アルファベットによる表記である。漢字による併記を希望する場合には、これは特別永住者も全く同じであるが、「全部日本語の正字を使え」となる。台湾や韓国で、日本がかつて使っていた旧漢字の人名は使えない。中国の人の場合、簡体字では登録できない。今の日本語の漢字でないとダメだということになる。これも非常に不便になったわけだが、そういう問題も孕んでいる。

官憲に対しては在留カードの提示義務がある。これは特別永住者の登録済証も同じである。拒否者には罰則があり、懲役刑もあるというように非常に厳しい。

もう一つの問題は、特別永住者の場合も、中・長期滞在者の在留カードも IC チップが埋め込まれている。表記上のことに加え、家族関係その他のデータが全部法務省に一元化されている。すべての個人情報法が法務局に全部集約されていることになる。

これは資料6ページを見ていただくとわかる。左側に、新たな在留管理制度の流れが書いてある。外国人本人から、法務省に登録申請する。自治体には、住居地情報について、住民票は2週間以内に変更する義務があるため、必ず登録を行わなければならない。だから、どういう外国人が今どこに住んでいるかが、これですぐにわかる。在留カードによって、この人がどういう家族関係で、どこから来たかということが全部わかる。もう一つは、厚生労働省の職業安定所は、雇用状況報告書制度を管轄しており、雇用機関は外国人の中・長期在留者の雇用状況を報告しなければいけない。ブラジルから何人、インドネシアから何人、中国から何人、こういう人を雇っている。それぞれ就労できるビザを持っているという報告を上げなければいけない。また、教育研究機関は、留学生が何百人いて、どこの国の人が何人、今、何年で、そのうち何名は留年ということも全部報告することになっている。だから、あらゆる個人情報が全部、即時入管局に伝わることになっている。これが今度の改正入管法の最大の眼目である。今までは、外国人登録は地方自治体の裁量で行われており、在留資格を持っていない人や、住居が変わる、仕事が変わる、6カ月ごとに転々と職場が変わる、といった人の現状が把握できなかったが、新たな在留管理制度によって全部即時に把握する。それが最大のねらいである。どういうことを登録しなければいけないか。資料6ページの右側に、所属機関や雇用主の届出項目というのがある。皆さんの関係で一番近いのは、「D 雇用対策法による届出項目」である。ここでは、氏名、生年月日、性別、国籍から始まって、在留資格、在留期限、住所、事業所の名称と所在地、賃金、雇用形態、職種、所定労働時間、契約期間、入社年月日、離職年月日まで、すべて報告しなければいけない。これは現在もあるが、まだ漏れているところもあるので、これと在留カードを突合すれば即座に把握できるので、法的な違反を見逃すことはなくなることは事実

である。うっかり居住地の変更を忘れていた、あるいは職場を変わって届出をするのを本人も、雇用機関も忘れていたとなると、たちまち入管法違反になる。そういうことが、今度の入管法改正の大きな問題点であろうと思う。

### ③非正規滞在者

在留カードをもらえないまま、3カ月以上滞在している人が非正規滞在者で、今、約8万人いると推定されている。かつては30万人ぐらいいたとされているが、いろいろあぶり出しをやって、今は8万人ぐらいである。この人たちは、自分で自分を証明することができない。そうすると、行政サービスから排除されることになる。つまり、健康保険にも入れない。年金にも入れない。子どものための福祉制度からも全部排除される。また、在留資格を失った人には退去強制が出る。例えば、製造業で働いていて、そこが倒産し、クビになった。別のサービス業へ転職したら、就労の種類が違うから、いちいち届けなければいけない。「私は在留資格を持っているからいい」と言っても、それが在留カードに反映されていなければ、摘発の根拠になる。

もう一つ悲劇的なのは、結婚が破綻した場合である。日本人配偶者の在留資格を持って入国したとする。あるいは、永住者等の配偶者として入国したとする。不幸なことに離婚すると、日本人の配偶者あるいは、永住者の配偶者としての在留資格がなくなる。これは退去強制の対象である。帰らなければいけない。憎たらしい、あんな夫と一緒にいるのは嫌だというだけならいいが、子どもがいたら問題である。子どもはどちらが面倒を見るのか。子どもを置いて、一人で帰国しなければいけないこともある。離婚と同時にそういうことが起こる。法務省もそこは考えていて、事実上6カ月間婚姻関係がなければ帰ってもらうと言っているが、6カ月間婚姻関係が続いているか、夫婦であるかは第三者にはわからない。そんなことまで忖度することになる。問題は、DV（ドメスティックバイオレンス）が離婚の過程であった場合だ。妻は、自分の新しい転居先は誰にも知られたくないから、転居届を出さない。これも罰則の対象になり、帰国しなければいけないということになる。いろいろなケースが考えられるが、そのことをどのように配慮して政策化していくのか、これからの非常に大きな問題である。

子どもの進学と就職の問題は、特に子どもが学校に行けない可能性があることである。学校は、住民登録あるいは外国人登録にもとづいて、学区内の満6歳の子どもを拾い上げ、就学通知、就学案内を送る。これが未登録者の場合はないから、その学区内に満6歳の外国籍の子どもがいても、あるいは7歳、8歳になった子どもがいても、学校としてはそれを知る術もなくなってしまい、未就学者、不登校者がどんどん増えていくおそれがある。

皆さんのお仕事の直接の関係では、銀行口座の開設がどうなるのか。一つは、非居住者、



特別永住者でもない、中・長期在留者で在留カードを持っていない人、つまり、非正規滞在者、不法滞在者に対し口座開設に応ずるかどうかが。パスポートだけで、どこに住んでいるか証明ができない外国人でも、口座を開設できるのか。非居住者であっても、3カ月以内は日本に滞在できるわけである。一旦帰国し、再来日する人も少なくない。そうした場合、どうしても金銭の問題が出てくる。つまり、本国から送金してもらい、逆に、本国へ送金するということが、口座がないとできない。皆さんのお仕事にも、これは関係があるのではないかと思う。

非正規の滞在者以外にも該当者がいる。それは、難民認定者、一時庇護者である。今、日本はミャンマーやトルコからの難民者を一旦受け入れて、個々に審査している。これも非常に長い期間、半年から9ヵ月かけて、難民として受け入れるかどうか決めているが、そういう人たちは滞在中どうなるのか。一旦は「仮放免」となるが、仕事をしてはいけないので、生活していけない。この人たちが、親戚や友人からお金を受け取ろうとして、銀行口座を開設することができるのだろうか。

さらに不動産取引の問題もある。不動産取引のときに、在留カードを持っていない人との取引が可能なのか。滞在3カ月以内取引をすることはあり得る話である。在留カードがない人は、自分で自分を証明できない。パスポートしかない。それで、不動産取引の相手方が納得するかどうか。様々なケースが考えられるが、そんな問題が、今後も出てくるのではないだろうか。

もう少し詳しく説明しておく必要があるのは、先ほどの資料5ページの表で、「非永住者」の増減率マイナスの大きなところ、下の三つ。一番下の「その他」は別にして、「興行」が減っている。「興行」というのは、2007年で1万5,000人であるが、以前は7、8万人もいた。ほとんどアジアからの女性だった。興行というと、オペラの団員、プロレスラー、サッカー選手、あるいはサーカスの団員をイメージするが、実際は、フィリピンやインドシナ辺りから日本の芸能団体に入って仕事をするという契約で出国許可をもらって入国する女性が多い。日本に興行のためにやって来ても、オペラやサッカー、レスリングが頻繁に開催されるわけではないので、結局は風俗店に行かされる。興行ビザは1年単位で安定しているから、それを更新しながら滞在することになる。首都圏でもそうだが、大都市にはそういった人は少ない。京都府でいうと、京都市内にはフィリピンから来た女性は非常に少ないが、例えば綾部市、舞鶴市、福知山市へ行くと、そういう人たちが多。地方の飲食店や風俗店で働いているのである。これは全国的な傾向である。ところが、それは売買春に結び付くということで、政府も手を入れて、「興行」はどんどん減り、今では1万人を切っている。

もう一つは、「研修」。2007年は8万8,000人であるが、今は3,000人に減った。先ほど

も説明したが、研修生という名目で、時給 300 円で事実上労働者として働かせ、雇用を繰り返している。それが研修制度だった。これは内部告発や母国からの抗議もあり、廃止の方向で政策が見直されるようになってきたのが 2009 年である。ここで大きく減って、今では 3,300 人になった。

そのように非常に不明朗、しかも、非道徳的な仕事、公然たる労働基準法違反を取り締まるという一面が、「興行」、「研修」の廃止に見られるから、入管行政がすべて悪いと申しあげるつもりは毛頭ないが、入管法の改正以前、以後を含めて、日本の社会が全体として外国の人々を受け入れる、地域社会に真っ当に受け入れるという姿勢が十分でないために、こういう歪みが起こっているのではないか。

## まとめ

改正入管法によって、新たな問題もたくさん出てきそうである。改正からまだ 1 年も経っていないので、表面的には問題は出ていないが、あと半年、1 年もすれば、いろいろなケースが出てくると思う。新聞やテレビでも報道されると思うが、その背景には、こういった問題があるということを確認いただいて、社内の人権研修の中で、そもそも外国から来た人をどう見るのかという基本的な視点から、説き起こしていただければ幸いである。

## [質疑応答]

(講師) 私の講演は以上であるが、質疑をお受けする前に、私から皆さんにお聞きしたい。

中・長期在留者ではなく、在留カードを持っていない人は銀行で口座を開けるかについてである。滞在 3 カ月未満の人、あるいは、今まで 5 年、10 年住んでいるが、外国人登録しなかった人は、外国人登録制度はなくなるから、在留カードは持てないということになる。本日、ここには窓口の現場にいる人は少ないかもしれないが、そういうことでトラブルがあったという話をお聞きになったことはないか。

口座開設に当たって、日本人の場合は、住民票が提出書類となっており、外国人の場合は、今までだったら外国人登録証明書を提出させることになっているのではないか。しかも、今までは通称名でもよかったが、今後は、特別永住者については通称名の確認ができない。在留カードを持たない人には自己を証明するものがないので、受け付けられないということになるのではないか。

(会場) 滞在 3 カ月未満の方については、なかなか口座開設できないと聞いているが、各銀行が定める内部規程で本人確認書類の種類や口座開設の可否に係る取扱いを決めているので、銀行ごとに違いがあり得る。昔は、どこの支店でも口座が開けたが、今は、

住居の近く、あるいは会社の近くというように、特別な関連性があるところでないといけない。犯罪収益移転防止法との関係もあるので、日本人であっても自由に口座を作れるわけではない。

日本は民主国家と言いながら、外国人に対しては相当差別的な扱いが見られる。今、日本における犯罪で、外国人がかかわる事件も相当あることなど、いろいろな理由で外国人に差別的な取扱いをしていると思われる。アメリカは移民の国なので、相当違うのかもしれないが、その他の国々との比較、例えばヨーロッパや、アジアと比べた場合、日本の改正入管法は異質、あるいは厳しいのか。

(講師) 他国の事情はそんなに詳しくないが、今まで、外国人登録証の常時携帯義務があったが、これは非常に特異なことである。もう一つ、かつては指紋押捺の義務があった。これも特別なことであった。ところが、今、世界中で指紋押捺をさせている。いわゆるテロ対策で、我々も外国に行けば押捺させられる。これは人権上からも問題である。しかし、他国の在留管理が厳しいとの声は聞いたことがない。私の友人で外国暮らしを長くしている人、あるいは若いころ、1年、2年の留学や研修をやってきた人の話を聞いたが、カードを持ち歩かねばならないというようなことはないと言う人が多い。

(会場) 資料の1ページ目、1. ②のところ、特別永住者が1952年4月28日に日本国籍を剥奪されたところを説明いただいたが、それ以降、韓国籍ではなく、記号的な色彩を持つ朝鮮籍を強いられて、年を経ってから韓国籍も途中で選択できるようになって、朝鮮半島に帰られた方も多かったのではないかという記憶がある。現在までの、国籍関係の変化、変遷は、どのように辿ってきたかお聞かせ願いたい。

(講師) 先ほど申したように、戦前は大日本帝国の臣民で日本国籍であったが、1947年5月2日に外国人登録令という大日本帝国憲法下における最後の勅令が出た。日本国憲法は、1946年に案が出て、施行は1947年5月3日であるので、今の日本国憲法の施行の前日に外国人登録令が出たことになる。外国人登録令により、韓国・朝鮮籍の人は、日本国籍はそのまま置いておけるが、当分の間、外国人とみなすので外国人登録を行えということとなった。日本国籍と韓国・朝鮮籍（厳密には日本の戸籍を持たない）のダブルの状態が1947年5月3日から1952年の4月28日まで続いたが、外国人登録令の廃止に伴い、日本国籍をなくすという通達が出たので、その人たちは、韓国・朝鮮籍のまま外国人登録を繰り返した。同時に、外国人登録令が外国人登録法になった

が、中身は一緒である。

国籍の問題についていうと、韓国との間では、1965年に大韓民国と日本が国交を樹立した。そのとき以降、「韓国籍」として登録できるようになった、あるいは今までで外国人登録法で国籍等に「韓国」と記していたものが、国籍として認められるようになった。朝鮮籍の人は、そのまま「朝鮮」としていた。戦前は、大日本帝国の下では全員が朝鮮人としていたので、外国人登録をする場合も、国籍等を「朝鮮」と記して登録していた。台湾の人も全部「中国」と書いていた。それは、そういうふうを書くと、日本の入管局が指導していたからである。

ところが、大韓民国との国交が樹立された時点で、自分たちの故郷は、大半の人が今の韓国の領域出身であるので、韓国に変えようとした。お墓参り、親族訪問等々のために便利であるから、一時帰国する人も増え始めた。そうは言っても、ごくわずかであるが、今の北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国の故郷を持っている人もいる。自分は北朝鮮が祖国と思っているから韓国籍は嫌だ、という人もいる。あるいは、南北が統一するまでは帰りたくない。南北統一して、新たな国の名前になったら、または国名がコリアになったら、国籍等をコリアにすると半分冗談で言っている人もいる。

厳密に言うと、「韓国」として登録した人は、国籍は大韓民国の国籍者である。「朝鮮」のままにしている人は、本人は朝鮮民主主義人民共和国の国民だと思っている人もいるが、日本側は、それは「記号」と扱っている。1947年5月に「朝鮮」という、外国人登録をさせるための日本側の便宜上の記号が残っているだけなので、国籍ではないと言う。日本と北朝鮮とは国交がないから、確かに言われてみれば、そのとおりである。将来、日朝国交が回復すれば、今、朝鮮籍を名乗っている人の何割かが朝鮮国籍を選ぶだろう。その時点で「日本」にする人も、「韓国」にする人も出るであろう。今、朝鮮籍の人の立場は非常に弱い。外国に行くことが非常に不便である。

台湾出身者の場合も、一旦、日華条約を結んで、戦後の日本国と中華民国は、旧中華民国を受け継いだかたちで国籍を「中華民国」としていたが、中華人民共和国が成立し、72年に国交を回復した。その時点から、国籍を「中国」と登録している者は、中華人民共和国の人民であると、中国は解釈している。台湾政府は、中華民国を名乗っているから、あの人たちは中華民国の国民だと解釈している。王貞治さんが戸籍を日本に変えていないとすると、台湾では、あの方は中華民国の国民だと解釈をしているだろうし、中国本土は、中華人民共和国の人民だと解釈しているかもしれない。

入管法というのは、普段我々がかかわる法律ではない。だから、難しいし、大きく言えば、「あまり関係ない」ということになるが、外国人を雇用した場合にはたちまち、雇用報告義務が直接かかわってくる問題の一つである。

法律以外に、家のお隣が外国人だということは、今、ここにいる皆さん方の中でも何人かおられると思う。私の同じ町内でも、ネパールの人が日本人と結婚して住んでいる。そういう人たちが、地域社会の中で一緒に暮らしていけるような条件づくりができていくかどうか。例えば、町内で行われる運動会や盆踊りに彼らを迎え入れるかどうか。あるいは、自治会は、原則上は住民みんなが入るが、自治会のないような国から来た人は、「自治会」なんて理解できない。自治会費を徴収する役員も困るし、本人は悪気はないけれども、なぜこのお金を払わなければならないのか、となる。その辺りのことも含めて、地域社会でどう受け入れていくべきかというのは、我々一人ひとりの問題である。どのようにこの人たちを見ていくのか。あるいは、受け入れる条件を少しずつ作っていくのか。決して他人事ではないという意味で、自分の地域や職域、職場の問題でもある。

以 上